

# 竹島=独島漁業の歴史と誤解（1）

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

History of Fishery of Dokdo=Takeshima  
and Misunderstandings (1)

PARK Byoung-sup

2011年3月

北東アジア文化研究 第33号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

# 竹島=独島漁業の歴史と誤解（1）

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

History of Fishery of Dokdo=Takeshima  
and Misunderstandings (1)

PARK Byoung-sup

キーワード：アシカ猟 (Sea lion hunting)

島根漁民 (Shimane fishermen)

マッカーサーライン (MacArthur line)

## 1 はじめに

竹島=独島漁業に関してはさまざまな誤解がある。その誤解にもとづく神話の例として福原裕二は、次の二点を指摘した<sup>1)</sup>。

A. 竹島周辺海域は豊富な漁場である。

B. 李承晩ライン設定によって、竹島周辺海域に出漁した漁船が数多く拿捕された。

これら神話の虚実の一端は福原によって明かされたが、これにもう一つ加えるなら、「C. 戦前、竹島=独島へ多くの島根県漁民が出漁していた」という神話であろう。本稿はそうした神話の虚実を具体的に明らかにするために、竹島=独島漁業の実態を歴史的に解明する。ただし、明治時代の竹島=独島漁業については本誌31、32号、「明治時代の鬱陵島漁業と竹島=独島問題」(1)、(2)にて詳述したので、本稿は主にそれ以後の竹島=独島漁業を扱うこととする。

一般に漁業は操業範囲で分類すると、陸に近い順で根付漁業、沿岸漁業、沖

合漁業、遠洋漁業に大別できる。根付漁業とは海浜でのアワビやサザエ、ワカメなどの採取を指す。ところが、竹島=独島の場合、これ以外にアシカ猟があつた。アシカ猟は、これを実際に観察した軍艦橋立艦長福井正義によれば、猟夫35、6名が小銃と網器で猟をおこなうと記録しており、必ずしも漁とはいえない。しかし、猟は主に漁業者がおこなったためか、島根県が漁業に分類したので、ここでもアシカ猟を漁業に含める。

## 2 戦前の竹島=独島漁業

### (1) アシカ猟

近代に入って島根県漁民の竹島=独島漁業はアシカ猟に始まる。1903（明治36）年、アシカ猟は中井養三郎らによって試験的におこなわれた。翌年、日露戦争が始まるや皮革や油の価格が上がったため、多くの者が竹島=独島へ渡り、アシカを乱獲した。

これを憂慮した中井は、アシカ猟を独占すべく、朝鮮の当局へリヤンコ島（竹島=独島）貸下願を提出しようとした。しかし、途中で海軍水路部などのアドバイスを受け、内務省などへ「リヤンコ島領土編入并に貸下願」を申請した。これに対して内務省は、当初リヤンコ島を朝鮮領と考えて申請を受理しなかつたが、紆余曲折の末にこれを受理した。結局、政府は1905年に竹島=独島を日本領へ編入することを閣議決定し、島根県の管轄下にした。島根県は中井養三郎を代表とする4名の共同事業に対し、同年5月に三年間のアシカ猟を許可した。中井らは共同事業をおこなうために、竹島漁獵合資会社を設立し、同年から竹島=独島にてアシカ猟をおこなった。竹島漁獵合資会社が、竹島=独島で捕獲したアシカの数や金額、現在の米価換算<sup>2)</sup>は表1の通りである。

会社は設立の翌年から3年間は、アシカを1500頭ほど捕獲し、5,000円以上、現在の米価換算で2,000万円以上の収入を得た。しかし、アシカの価値は1頭あたり約4円、現在の米価換算で14,000円くらいと安かったため、利益を得るには多くのアシカを捕獲する必要があり、これが乱獲につながった。そのため、1910年ころから捕獲頭数が急激に減少し始めた。ただし、中井によれば減少の原因は、彼らが千島（クリル）列島でもアシカ猟を始めたので、竹島=独島へ

表1 竹島漁獵合資会社のアシカ捕獲状況<sup>3)</sup>

年	捕獲頭数	金額(円)	現在の米価換算(万円)
1905	1,003	2,559	998
1906	1,385	5,437	1,968
1907	1,600	5,940	2,007
1908	1,680	5,878	2,058
1909	1,152	4,344	1,634
1910	679	2,317	845
1911	796	不明	
1916頃	200-300		
1928	約100		（会社は活動停止）

出猟した人夫が減少したためとしている。しかし、共同経営者橋岡友次郎の長男である橋岡忠重が、島根県水産部へ提出した報告書（1951.10.11）によれば、捕獲頭数の減少は乱獲のためであり、そのために会社経営が不振になったとされた<sup>4)</sup>。

中井養三郎は会社の不振打開のため、新規事業として千島（クリル）列島でのオットセイ猟に進出した。彼はそれに専念するため、竹島=独島でのアシカ猟は1916（大正5）年から名義人をも含めて長男の養一に継承させた<sup>5)</sup>。この頃、利益のあがらない竹島漁獵合資会社は、ほとんど中井の個人企業の様相を呈したという。

中井養一ら、竹島=独島漁業関係者の戦後の口述が、外務省アジア局『竹島漁業の変遷』（1953）に収録されたので、以下ではそれを中心にして、竹島=独島漁業をみることにする。中井の口述によれば、彼は1916年に中学を卒業するや、毎年竹島=独島へ出猟し、四月初旬から七月下旬まで竹島=独島で小屋掛けし、20日に一度ずつ食糧や飲料水を隠岐島から補給を受けてアシカ猟をおこなった。アシカの捕獲頭数は、1916年には年2～300頭に減り、さらに1928年には100頭前後に減少した。そのため会社の経営は、ますます困難になった。加えて中井養三郎が、西郷町に製氷工場を建設するや資金難に直面した。そこで中井養一は、1924年に隠岐西郷町の若林類松を仲介として、橋岡忠重、池田

幸一、八幡長四郎の三名から竹島漁業権を担保として、5,000円の融資を受けた。しかし、依然として中井の事業は振るわず、中井は借金を返せなかった。そのため、彼は漁業権の鑑札名義だけ保持し、事実上の漁業権を債権者たちへ1925（大正14）年に譲渡することになったという。

それにもかかわらず、1928（昭和3）年、中井は鑑札名義人の立場を利用して、四国高松の矢野サーカスとアシカ売買の契約をした。当然、この契約は中井養一と八幡長四郎らとの間に漁業権紛争を引き起こした。八幡は島根県会議員の立場を利用して、野崎島根県水産課長とはかり、中井を呼び出して竹島における漁業の鑑札名義を中井養一から八幡長四郎名義に変更させた。ここに竹島におけるアシカ漁業権は、中井養一から完全に八幡長四郎らに移り、中井はアシカ猟から手を引いた<sup>6)</sup>。こうしたアシカ猟の免許人の変遷をまとめると次のとおりである。

1905-1908；中井養三郎、加藤重蔵、井口龍太、橋岡友次郎

1908-1916；中井養三郎、加藤重蔵、橋岡友次郎

1916-1926；中井養一、橋岡忠重、加藤重蔵

1926-1928；中井養一、橋岡忠重

1928-1946；八幡長四郎、池田幸一、橋岡忠重

中井がアシカ猟から撤退した後、八幡らは、橋岡忠重「竹島漁猟権報告書」によれば、6年間アシカの繁殖をはかるため捕獲を中止したとされる<sup>7)</sup>。橋岡忠重らがアシカを実際に捕らえ始めたのは1933（昭和8）年であった。彼らはアシカブローカーである神戸の仲田忠一より融資を受け、30馬力、13トンの発動機船を入手し、漁夫14、5名を雇用して1941年まで毎年竹島=独島へ出猟した。ただし、橋岡忠重自身は、中井養一の言によれば「羽織漁師」であり、竹島=独島へ出漁したのはわずか2回のみとされた。

アシカ猟は危険で重労働だったので、漁夫の日当は倍額の1円50銭<sup>8)</sup>、現在の米価換算で3,050円という。彼らはサーカス用に幼いアシカ数十頭を生け捕りにして持ち帰った。八幡昭三によると、「アシカは生後3カ月までは死亡率

表2 1930年以降のアシカ猟実績

年	捕獲頭数	売額(円)	利益(円)	米価換算による現在価値(円)
1933	8	800	△1,242	△287万
1934	19	1,900	△ 210	△ 43万
1935春	29	4,060	1,230	224万
1935秋	20	4,000	1,700	309万
1936-39	不明			利益は1935年並
1940-41	不明			利益は1934年並
1942以降				中止

△は損失

が高いが、半年を過ぎてしまうと人に慣れないうえ、芸も覚えなくなるから、3カ月から半年になるまでは、こっち（島根県隠岐の島町久見漁港近くの川）で育ててから売っていた」という<sup>9)</sup>。アシカは仲買人の仲田をとおして最終的に木下サーカスや矢野サーカスに売却された。こうしたアシカ猟は、日本が世界大戦に参戦する1941（昭和16）年まで9年間にわたっておこなわれたが、その間に捕らえたアシカの数と売却金額、利益は表2のとおりである<sup>10)</sup>。

橋岡らはアシカを1頭あたり100円から200円、現在の米価換算で23万円から36万円で売ったが、これは中井の売価4円の現在換算値14,000円に比べると16倍から26倍の高値であった。それでもアシカの値段は、輸入アシカ25,000円の数百分の一の安さだったという<sup>11)</sup>。しかも優秀さは同じだというから申し分なかった。しかし、万事好都合のアシカ猟は長続きしなかった。日中戦争が激くなるや、1940年ころから不振になり、ついに1941年12月、日本が第2次世界大戦に参戦するやアシカ猟を放棄した。戦争の影響でサーカスの興業が困難になり、アシカの需要がなくなったためである。

## (2) アワビ漁

竹島=独島でもっとも重要な水産物はアワビであった。アワビは清国へ輸出可能であり、利益になるので、竹島漁猟合資会社も注目した。同社は1906（明治39）年、竹島=独島での漁業を安定的におこなうため、竹島=独島の長期借

用ならびに地先水面の専用免許を島根県へ申請した。これに対して島根県は、官有地の借用を許可したが、地先水面の専用、すなわち根付漁業については認めなかった。同社は1907年にも再び許可を申請したが、島根県は同社にのみ海面の使用を認めることは偏許となるとして許可せず、1908年に「漁業取締規則」を改正し、アシカ猟以外の漁業を全面的に禁止する措置をとった。

その後、竹島漁獵合資会社の陳情が功を奏したのか、島根県は1911年12月に県令54号「島根県漁業取締規則」を制定し、竹島=独島を禁漁区に指定すると同時に、許可されたアシカ猟業者に限り竹島=独島でのワカメやアワビ、テングサ、ノリ、サザエ、イガイの採取、すなわち根付漁業を認めることにした。これ以外に捕魚などの漁業は禁止された。

この規則が公布される前に中井養三郎は竹島=独島でアワビなどを採取した。竹島漁獵合資会社の記録「明治44年 生産品勘定帳」によれば、同社は竹島=独島で採取・加工した乾アワビを1911年6月3日に198斤、29日に30斤、8月28日に152斤、合計380斤（228kg）売った<sup>12)</sup>。これは乾燥前のアワビに換算すると2,280kgに相当する。同年以後のアワビ漁は同社の記録がなく、詳細は不明である。

ところで、中井養一の口述によれば、1918、9年ころ鬱陵島の「日本人三人が朝鮮人十数名をひきつれて竹島に来航し、アワビ等多数漁獲していたので、その漁獲物を没収した」とされる。この鬱陵島民は奥村平太郎の雇用人のようである。奥村平太郎は島根県八束郡加賀村の出身で、1907年ころ、鬱陵島に移住して數カ所で缶詰工場を経営した。彼の長男である奥村亮の口述によれば、奥村平太郎は隱岐島漁民の情報や、大正年間（1912-1925）に鬱陵島の漁船が難破して「ランコ」島（竹島=独島）付近に漂流した際にアワビ、ワカメ、サザエなどが豊富なのを目撃した体験談などを聞き、1921（大正10）年ころより朝鮮人を主力に出漁してアワビ、サザエの密猟を行ったとされる。

しかし、奥村は密猟が発覚したためか、1925年に八幡長四郎から「磯の権利」を3年間1,600円、現在の米価換算にすると207万円で買いとて出漁するようになった。ただし、「磯の権利」といっても、八幡らアシカ猟業者はみずからアワビを採取することが認められても、他人に譲渡や売却できるような権利は

認められていない<sup>13)</sup>。したがって、「磯の権利」の売買契約は本来無効である。奥村はこうした無効契約を結んで3年間竹島=独島へ出漁し、その後も無効ながら2年間出漁を継続したという。それが発覚したためか、奥村は八幡と再び3年間1,600円で二回目の無効契約を結んだという。

奥村平太郎に雇われた者たちは潜水器船2隻、14人で出漁したが、そのうち2名の潜水夫が日本人で、他12人は朝鮮人のことであった。これら潜水器船は5トン発動機船に曳航されたが、発動機船の乗組員5名は船長以外全員朝鮮人のことであった。特筆すべきは、彼ら朝鮮人は竹島=独島を彼らの間では「トクソン」と呼んでいたという。ただし、日本人との会話ではランコ島と呼んでいたという。「トクソン」は韓国全羅道や慶尚道南部での石島の訓読〔dok seom〕に由来するようである。これは大韓帝国勅令41号（1900）に書かれた鬱島郡石島との関連で注目すべき証言であるが、すでに前稿で詳細に論じたのでここではふれない<sup>14)</sup>。

奥村に雇用された漁夫の出漁期間は、4月下旬から7月下旬まで、一日の漁獲量は潜水器船2隻で600貫（2.2トン）のアワビをとったという。こうして奥村の雇用人は、1925年から1932年まで竹島=独島で違法な根付漁業をおこなったが、翌年からは前記のように橋岡忠重らが竹島=独島でのアシカ猟を開始し、そのついでにアワビ漁をおこなった。そのためか、奥村との契約は更新されなかったという。ただし、奥村亮の口述に依れば、その後も奥村平太郎は、無効ながら1938年まで出漁したとされるが、これは疑問である。というもの、橋岡らとほぼ同時期に、6年間も密漁が可能であったとは考えにくいかである。

橋岡らのアワビ漁は、島根県へ提出された橋岡の報告書によれば、干アワビの収入として1934年に350円、1935年に800円と記録された。これを米価換算で現在価値にすると、それぞれ71万円、146万円になる。人件費は、1934年にはカナギ（アワビ獲り）3人の人件費として240円、1935年には海女4名の人件費として600円と記録された<sup>15)</sup>。これらの金額を現在の米価に換算すると、一人当たりに換算してカナギの人件費は163,000円で237,000円稼ぎ、海女人件費は273,000円で364,000円稼いだ計算になる。なお、そのころ撮ったと思われる、

朝鮮服を着た海女4名の写真が残された<sup>16)</sup>。アシカ猟に出猟した吉山の回想によると、彼女らは済州島の海女であり、日本語も堪能で、食事の支度もしてくれたという<sup>17)</sup>。当時、済州島の海女は、潜水器漁業によるアワビなどの乱獲により済州島での生活基盤を奪われ、朝鮮各地のみならず日本各地へ出稼ぎに行かざるを得なかった。戦前、鬱陵島や島根県にも済州島の海女がいたことが確認されている<sup>18)</sup>。そうした海女を橋岡が雇つたのであろう。

橋岡は、1936年についてはアワビによる収入を記録しなかったが、同年の生アワビ収量は、八幡昭三がまとめた「竹島日誌」によれば、6/9に21貫600匁、6/10に18貫400匁、6/11に12貫400匁、6/12に13貫400匁と記録された<sup>19)</sup>。八幡昭三は、竹島=独島へ出漁した八幡才太郎の三男であるが、竹島=独島へ出漁した経験はない。八幡才太郎らは一日平均16貫450匁(62kg)のアワビを採つたようであるが、意外と少ない収量である。出漁期間について、八幡才太郎は、1933~7年の5年間としている<sup>20)</sup>。一方、奥村亮の口述によれば、奥村は1938年から1942年まで八幡長四郎と一年毎に契約を更新して、アワビ漁をおこなつたとされるので、八幡らのアワビ漁は彼の供述どおり、それ以前の1933年~1937年の5年間に限っておこなわれたのであろう。八幡らはアシカ猟がかなり儲かるので、利幅の少ないアワビ漁を1938年に手放し、違法な「浜売り」をしたのであろう。

奥村亮は、1941年には済州島出身の海士16名を連れて竹島=独島へウニ獲りに行ったが成功しなかったという。また、彼は1943年以降については、契約が切れたままアワビ漁を1945年の終戦までおこなったと口述した。その間、橋岡忠重の代人と称する者が鬱陵島へ来て、契約金1,000円を要求したので、その男に要求額を手渡したという。

アワビ漁の実状であるが、奥村亮の口述によれば、彼は90トンの母船と20トンの運搬船を竹島=独島へ派遣し、実際の漁は潜水器船2隻、小船5隻でおこなった。総勢約40名であったが、その中、監督官2~3名が日本人で他は朝鮮人であったという。一年の純利益は4航海で10,000円くらい、現在の米価換算で千数百万円であり、アワビは敦賀の福井県遠洋漁業株式会社、並びに下関の櫛谷商店に竹島=独島で売却したという。その間、アシカの捕獲はせず、ただ

子どものアシカを食糧にしたとのことであった。

1941年12月、日本は第2次世界大戦に参戦するや、竹島=独島漁業にも影響が現れた。奥村亮は、1944年6月に軍の命令で、馬山の工場へ移ったのにともない、奥村の雇用人で朝鮮人使用頭の尹相述および漁船の監督者である金戊生の両名が、奥村の後を襲つて竹島=独島へ出漁した。以上をまとめると竹島=独島でアワビ漁をおこなった漁民は次のようになる。

1911年ころ 中井養三郎

1925~1932 奥村平太郎(鬱陵島民)、違法漁業

1933~1937 橋岡忠重ら

1938~1944 奥村亮(鬱陵島民)、違法漁業

1944~1945 尹相述および金戊生(鬱陵島民)、違法漁業

### (3) その他の漁業

竹島=独島にてアシカ猟業者に限って可能な漁業は、アワビ獲りの他にノリ、ワカメ、サザエ、テングサ、イガイの採取である。この中で豊富に採れるサザエやワカメなどは、日本では質が悪く商品価値が低かったようである。こうした事情を山陰日日新聞はこう伝えた。

栄螺(さざえ)は主に両島(東島・西島、筆者注)中間の浅瀬で採取するのであるが一日一人五、六十貫位の採取は容易である、然し栄螺は所謂じざざえと称するとげのない大物ばかりで、頭と尻との中間軟肉でないと硬くて食べ難い、釣りは岸辺の岩上から糸を垂れると一尺大の通称ながらなどが際限なく釣れる…ワカメの盛漁期は早春であり、その期間は風波が高くて、渡島不能であり安全に渡島の出来る五、六月の候になれば、品位が低下して、ほとんど商品としての価値がなくなるおそれがある<sup>21)</sup>。

ノリも条件はワカメと同様である。実際に中井は1911年5月に竹島=独島でノリを1俵採取したが、品質に対して「時期遅れのため品は劣となる紫色を呈

す」と記した<sup>22)</sup>。このノリは商品にならなかったのか、中井が買ったことにした。この年、中井は他にワカメを127把、約720貫（2,700kg）採取した。同時に乾魚の漁獲量は250貫（936kg）であった。この魚種は岸辺で釣ったアナガラであろうか。しかし、魚を獲ったことは違法である。許可条件に捕魚は含まれないからである。一方、中井の記録にはサザエが載っていない。おそらく、サザエは商品価値が低かったので採取しなかったのである。こうした中井の漁は1928年に終わった。これ以後、島根県漁民によるアワビ以外の漁はなかったようである。

他方、鬱陵島民によるその他の漁は奥村亮の口述によれば、1921年ころ奥村平太郎がサザエを採取したという。鬱陵島民にとってサザエの身は固くて当たり前で問題がなかったのである。また、1945年ころ鬱陵島苧洞の金基守がワカメを採取したという。これらの漁は違法であるが、戦後に引きつがれたことは注目される。以上を整理すると、アシカ・アワビ以外の漁業は次のようになる。

1911年ころ 中井養三郎がワカメと少量のノリを採取、同時に違法な捕魚

1921年ころ 奥村平太郎（鬱陵島民）が違法なサザエ採取

1945年ころ 金基守（鬱陵島民）が違法なワカメ採取

これらの中で中井がワカメとノリを採取したこと以外はすべて違法である。上記以外に漁はなかった。特に竹島＝独島は禁漁区なので捕魚などはあってはならなかった。

結局、戦前の漁業を総合すると、不法漁業は別にして、竹島＝独島漁業は許可された2～4名が共同で一枚の「海驢（あしか）漁業鑑札」を携帯し、アシカ猟を主目的にして出漁し、ついでにアワビなどを採取したに過ぎない。しかも、彼らは1941年には出漁を放棄したうえ、戦後にはアシカ猟の免許も失効した。こうした歴史からすると、冒頭に掲げた神話「C. 戦前、竹島＝独島へ多くの島根県漁民が出漁していた」は事実でないことがわかる。

### 3 戦後の竹島＝独島漁業

#### (1) 竹島＝独島漁場の特徴

ここでひとまず、竹島＝独島はどのような漁場なのか、その特徴を見ておこう。戦前、竹島＝独島へ出漁した八幡伊三郎が語った漁場の特徴を、彼の甥である八幡昭三はこう記した。

#### 竹島は宝の島

アワビやサザエ、ワカメ、海苔、昆布がふんだんに捕れたそうです。アワビはこちらで捕れるよりはるかに大きく、ワカメは2倍の長さがありました…竹島周囲の海底は特異な地形で、300mほど落ち込んでいて海の栄養分がたまりやすく、海藻やアワビが非常によく育つのだという<sup>23)</sup>。

戦後の新聞も「海の宝庫」という見出しで、竹島＝独島は水産物が豊富であると伝えた<sup>24)</sup>。しかし、こうした見方は管見に過ぎないようであり、専門家は明確に否定する。1953年6月に短期間ではあるが、竹島＝独島漁場開拓のために現地調査をした島根県水産商工部の漁政課事務吏員沢富三、および水産課技術吏員井川信夫は竹島＝独島漁場を分析し、復命書を島根県知事へ提出した。この資料の一部は、福原裕二によって紹介されたが<sup>25)</sup>、これは重要な資料なのでくわしく見ることにする。復命書は根付漁業についてこう記した。

わかめ、のりの着生面積は思ったより狭少である。これまで宣伝せられたように、採り尽くせないなどという程の豊富な資源量はなく、特にのりに至っては平盤地形の岩面がないので極めて着生面積は狭く、これまた問題にならない程度のものと考える。貝類は、あわび、さざえ、えぼし貝、かさ貝等があって、就中あわび、さざえは比較的多いと思量せられるが、これが棲息に適応する岩面が狭く、潜水器等を使って採捕するに至っては、先ず永続性のない漁場と考えてよからう。従来ともすれば、大きなあわびやさざえが採り尽くせぬ程棲息しているものと一般に考えられ、夢の島、

宝の島かのような錯覚を起こさせているが、これは同島が内地より遠隔の海面にあって漁業者が行くには必然的に積載能力の大きい動力船を必要とするので殆んど行かなかったのと、又、4月から8月までの嵐（なぎ）の短期間でなくてはならないから余り採捕しなかったので、年数を経たものが棲息するために偶々これが取り上げられて凡てがこのように大きなものと思われていたが、このことは同島が特に内地沿岸に比して発育率のよい条件を具えていることにはならない。

また実際の適漁期は嵐期間の5月から8月の4ヶ月間であるので、一年のうち8ヶ月間は採捕休止の期間となるから、この条件を内地の海岸にあてはめて見ると内地の海岸も本島産と同程度の大きさになることは間違いない。

本島の石花菜は延と質がよく、量も相当あると思われる。わかめは本島では4月上旬から7月まで採捕せられるが、これ実際には6、7人の漁夫で6月一杯で刈り尽くされてしまう程度の微少な面積で業として成り立たないと思われる。しかし本島の水産物としては、あしか、あわび、石花菜とともに重要なものの一つである。

現在韓国人によって採捕せられているわかめをみると二尺内外の状態である<sup>26)</sup>。

島根県官吏の沢や井川によれば、アワビやサザエが取り尽くせぬほどあって、竹島＝独島は宝の島という伝説は間違いであり、こうした見方は、単に採取の適期が短いので、漁獲が少ないために過ぎない錯覚であるという。朝日新聞もアワビなどは決して多くないと伝えた<sup>27)</sup>。これらは竹島＝独島漁場を的確に把握した見方である。沢らの復命書は、根付漁業以外に沿岸漁業の可能性について下記のように記した。

次に漁場としての関心事は、前述通り巨岸（ママ）1,000米線の棚についてであるが、この底質が砂泥或は砂礫とすれば纏まつた底棲漁類（ママ）の棲息に適し一本釣、延縄等の漁場として適応するのであるが今回

の調査ではこの棚は底質が岩盤上に僅かの小石と貝殻を認めただけであり全部がこの状態ならこれ又大きな期待をすることはできないと思う…

次は、竹島周辺の洄游性魚族についてであるが、同島を洗って北上する対馬暖流は表面18.5度C（…）であったので、これに乗るさば、いわしは従来の実績によるいか釣とともに季節的に有望である。

（四）以上を要約すれば、根付漁業には期待はもてないが洄游性魚類については期待ができると思う。殊に同島の東方約十浬において最近発見された「神藤堆」と形成上の関連性があるものとすれば、又調査の結果によつては有望なる漁場となることも考えられる。

何れにしても同島が内地より遠隔の地にあり且つ、避難錨地や飲料水もなく基地としての施設をする平地も持たない状態であるから本島周辺の開発は幾多の困難を伴うものと思う。

沢らは、短期間ではあっても竹島＝独島漁場の特徴を的確に把握し、竹島＝独島漁場開発の困難さを指摘した。当時は深海漁業の技術がほとんどなかつたので、漁場は海が深いと季節的な回遊性の表層魚しか期待できず、決して好漁場にはならない。こうした環境の竹島＝独島で、唯一期待がもてそうな場所は、神藤堆であるが、これは調査のわずか半月前に後述の島根丸によって発見されたばかりで、それに関するデーターは皆無であった。また、竹島＝独島周辺の季節的な回遊魚に関するデーターもほとんどなかつたので、漁民にとって竹島＝独島周辺は、ほとんど未知の漁場であった。たとえ魚種が豊富で神話のように「A. 竹島周辺海域は豊富な漁場である」としても、当時の山陰漁民にとって同海域はほとんど魅力のない漁場であった。

## （2）日本人の竹島＝独島漁業

1945年、敗戦後の日本は、連合国といわゆる「マッカーサーライン」（9/27）により漁業区域が制限されたが、これによって竹島＝独島への出漁が禁止された。翌年、連合国最高司令官総司令部（GHQ）の指令SCAPIN 677（1/29）により、日本の行政権が及ぶ範囲から竹島＝独島が除かれた。さらに

SCAPIN 1033 (6/22) によって、日本の船舶や乗組員が、竹島=独島の周辺12カイリに接近することが禁止された。このため、島根県は島根県漁業取締規則から「竹島」および「アシカ漁業」の項目を削除した(7/26)。したがって、竹島=独島での漁業は不可能になった。また、八幡忠重らのアシカ猟の免許は失効した。

その後、マッカーサーラインは、1952年4月、サンフランシスコ平和条約発効の3日前にGHQにより廃止された。なお、同条約には竹島=独島に関する記述は一切なく、竹島=独島漁業を混乱させる原因になった。当時、外務省条約局で竹島=独島問題を担当した川上健三は、同条約の解釈について「平和条約第二条(a)にいう、日本がその独立を承認する「朝鮮」のうちに、それ(竹島=独島、筆者注)が含まれているかどうか、ないしは竹島の島根県編入という措置が、国際法上の領土取得の条件からみてどのように判断すべきであるか、等という問題の検討は法律専門家に待つ<sup>28)</sup>」と後に記した。すなわち、竹島=独島の帰属は平和条約では定まらなかったというのが、条約局員の解釈であった。その一方で島根県などは、竹島=独島が日本領になったと勝手に解釈し、竹島=独島での漁業を推進することにした。

具体的には、竹島=独島が米軍爆撃地の指定解除(1953.5.14告示)になるや、さっそく島根県はかつてのアシカ猟関係者である隱岐島久見の橋岡忠重、八幡数馬、池田邦幸にアシカ猟を1953年6月10日付で許可した。さらに6月19日付で隱岐島漁業協同組合連合会に竹島=独島海面の共同漁業権を許可した。これは新規の免許であり、タコ漁を含めて根付漁業を認めたのである。こうした措置は、韓国の平和線(李承晩ライン)宣布に対抗した政治的な措置であり、現実的に漁業が可能かどうかは別問題であった。

さらに日本政府は、竹島=独島への出漁が、1941年以来、10年以上も途絶えていたので、出漁の実績づくりや同島の実行支配に乗り出し、竹島=独島への政治的な出漁を決行した。1954年5月3日、海上保安庁や島根県は、隱岐島の八幡尚義らと小船を県の漁業取締船へ乗せ、それを巡視船が護衛して竹島=独島へ行き、八幡らに根付漁業をさせた。八幡らは、期待したアワビはあまり採れず、季節的に質の落ちたワカメを主に採取した。この時は韓国漁民が出漁す

る前であったのか、ワカメが大量に採れた。

これ以後は、韓国の竹島=独島警備が厳重になり、島根県漁民の竹島=独島への出漁は、日韓協定以前にはないようである。

### (3) 韓国人の竹島=独島漁業

戦前、鬱陵島の韓国人が竹島=独島へアワビやワカメ採取に出漁したが、それは戦後も継続しておこなわれた。そうした漁民が、竹島=独島にて米軍機の誤爆により多数死亡した第1次米軍誤爆事件が、1948年6月に起きた。2年後、慶尚北道によって現場に建てられた慰靈碑には「檀紀4281年6月8日、ここ竹島=独島に出漁中の漁民59名が18隻の漁船に分乗して操業中、米軍演習機の誤認爆撃を受け死亡および行方不明14名、重軽傷6名、船舶破壊4隻の一大椿事が発生した」と記された。竹島=独島での遭難者は、鬱陵島の道洞や苧洞、江原道の墨湖や竹辺、厚里浦から出漁した漁夫であった<sup>29)</sup>。彼らの漁業は、ワカメ漁が中心であった。

その後も韓国漁民たちは竹島=独島への出漁を続けた。島根県の浜田正太郎の口述によれば、1951年5月中旬、彼はマッカーサーラインの規制をおかげで竹島=独島へ渡航したが、そこで動力船4隻、約50人の韓国人がワカメを採取しているのを目撃したという。韓国人たちは、毎年ワカメを採りに来ていて、一番多く出漁するときは、動力船24隻に及んだとのことであった<sup>30)</sup>。

韓国人の漁業は、日本の官船によってもしばしば目撃された。島根県水産試験場試験船島根丸(63トン)が1953年5月28日に竹島=独島へ航行し、竹島=独島で5トンくらいの発動機船5隻と伝馬船5隻が、韓国旗を立てて盛んに漁労しているのを目撃した。彼らは上陸して漁民を尋問したが、それによると漁民は全員で30人であり、彼らは鬱陵島から出漁し、アワビ、サザエ、ワカメ、テングサなどを採っており、本格的な潜水道具まで持っていた。漁民たちは、二、三日も漁をすれば、これらの漁獲物で船がいっぱいになるので鬱陵島へ運び、直ぐ引返すという。彼らは、3年前から4月になれば、ここへ渡って秋まで漁をし、夜は島の洞穴で暮しているとのこと。アシカは捕獲器具がないからとれない、サバ・イワシはよくとれるが、鬱陵島に持って帰っても加工設

備がないのでとらないと、彼らは語っていた<sup>31)</sup>。

さらに詳細な韓国人の漁業が、前述の島根県官吏の沢と井川により明らかにされた。沢らは海上保安庁の巡視船で竹島=独島へ行き、1953年6月27日朝、同島が島根県の管轄下であると記した標柱を立てることも、目的の一つにして保安官や警察官らとともに上陸した。竹島=独島では韓国人6名が出漁していたので、前述の島根県水産商工部の沢主事と佐々木警部補は、彼らから漁の実情を韓国語で聴取した。韓国人は、鬱陵島南面道洞付近に居住する零細な漁民であるが、彼らの供述は、韓国人の竹島=独島漁業を知る上で重要なので、長くなるが下記に引用する<sup>32)</sup>。

我々は六月九日午前三時、一行十人で鬱陵島からやって来て今日で一八日目になる。中四人は五日間にて素干わかめ六十枚をもって帰島したが、我々六人はワカメ、テングサ、アワビをとりに来ているが、シケのため迎えの母船が来ない。食うに食なく一昨日 日本の船（鵬丸と確認）が米六升とピースをくれて救われ嬉しかった。その時盛んにアシカのことをきかれたが、お互いに言葉が通じなくて要領を得なかつた…

我々一行六名の中 最年長の一名は十年前から毎年四月から七月にかけて竹島に来ている。他の一名は三年間の経験をもっているが、他は今年初めて従事した者だ。我々漁業会の組合員である。国旗は発動機船につけてあり、我々は持っていない。韓国の艦艇も大型漁船も、この島へは來ない。

一週間交代位に五屯から七屯位の動力船が迎いに来てくれる。我々が従事しているのは例年四月から七月にかけて主にワカメ、テングサの海藻類とアワビ、サザエ、ノリをとるためである。海藻類は素干にして鬱陵島へ送っている…アシカは西の島とそれに連なる小さな島にいるが、人間が行くと水にもぐって容易に捕まらない。毎年二〇〇四位棲息しているが、我々はアシカは取らない。

彼らの漁獲量は次の通りである。

ワカメ 約50貫（190kg）

他に素干ワカメ500枚を同行者4名が持ち帰った

テングサ 約2貫（7.5kg）

アワビ 200個

その他貝類 若干

鬱陵島漁民の供述によれば、最年長の卞学鳳（39才）は、10年前から出漁しているとのことなので、1943年ころから竹島=独島で漁をしていたことになる。

この年以降も、韓国人漁民がしばしば出漁したことは、日本の巡視船により確認された<sup>33)</sup>。

（次号に続く）

### 注

- 1) 福原裕二「竹島の誤解を解く」、『リポート21』、島根県立大学、2007年度、pp. 78-79。
- 2) 朴炳渉『韓末期の鬱陵島・独島漁業』（日本語・韓国語）、韓国海洋水産開発院、2009、p. 265；朴炳渉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島=独島問題」（2）、『北東アジア文化研究』第32号、2010、61頁の注92参照。
- 3) 隠岐支庁「竹島」「竹島一件書類」写、『竹島資料7』、島根県立図書館所蔵。1912年以降は、外務省アジア局『竹島漁業の変遷』（1953）による。ただし、1911年までの捕獲数は隠岐島府へ報告された数字であるが、竹島漁獵合資会社の資料では1906~8年の捕獲数はもっと多いとされる（田村清三郎『島根県竹島の新研究』、pp. 94-95）。
- 4) 『橋岡重蔵所蔵資料写 竹島漁業資料』、鳥取県立図書館所蔵；『竹島漁場調査報告』、島根県立図書館所蔵。
- 5) 前掲『竹島資料7』。
- 6) 前掲『橋岡重蔵所蔵資料写 竹島漁業資料』；前掲『竹島漁場調査報告』；外務省アジア局、前掲書。
- 7) 前掲『橋岡重蔵所蔵資料写竹島漁業資料』；前掲『竹島漁場調査報告』。
- 8) 「ダイヤモンドの海」、産経新聞、2007. 3. 8。
- 9) 「アシカの繁殖地」、産経新聞、2007. 3. 10。
- 10) 前掲『橋岡重蔵所蔵資料写 竹島漁業資料』。
- 11) 外務省アジア局、前掲書。

- 12) 前掲『竹島資料7』。
- 13) 田村清三郎『島根県竹島の新研究』復刻版、島根県、1996、p. 103。
- 14) 朴炳渉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島=独島問題」(2)、『北東アジア文化研究』第32号、2010；朴炳渉、前掲書。
- 15) 前掲『橋岡重蔵所蔵資料写 竹島漁業資料』。
- 16) 清水典之「アワビ、サザエの「宝の山」だった竹島漁業をいまに伝える」、『わしズム』Vol. 26、2009. 春、pp. 60-63。
- 17) 産経新聞、2007. 3. 8、前掲。
- 18) 李善愛『海を越える濟州島の海女』、明石書店、2001。
- 19) 清水典之、前掲論文。
- 20) 清水典之、前掲論文。
- 21) 「海の宝庫 竹島」、山陰日日新聞、昭和26年9月26日。
- 22) 前掲『竹島資料7』。
- 23) 清水典之、前掲論文。
- 24) 前掲「海の宝庫 竹島」。
- 25) 福原裕二「竹島／独島研究における第三の視角」、『交渉する東アジア』、風響社、2010、p. 170。
- 26) 前掲『竹島漁場調査報告』。
- 27) 「竹島、いっそ爆破論」、朝日新聞、1962. 11. 18。
- 28) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(復刻版)、古今書院、1996、p. 296。
- 29) 鄭秉俊『独島1947』、[Dol Baege] (ソウル)、2010、p. 181。
- 30) 外務省アジア局、前掲書。
- 31) 「竹島に韓国人」、朝日新聞、1953. 6. 1。
- 32) 前掲『竹島漁場調査報告』。
- 33) 川上健三、前掲書、p. 266。